

子育て世帯への臨時特別給付金の追加実施について

「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）」について、事業の一部を見直し、現に子を養育しているにもかかわらず給付金を受け取れない者に対しても支給する「子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）」が実施されることとなりました。

このことについて、以下のとおり取り組むことといたしますので報告します。

1 支給対象者

以下に掲げる者で、かつ、先行給付金及び追加給付金を一括して支給する給付金（以下「一括給付」という。）の受給者の配偶者であった者のうち離婚等した者その他これに準ずる者（ただし、一括給付の受給者から当該給付に相当する額の金銭等を受け取っていた場合及び当該受給者が当該給付に相当する額の金銭等を費消していた場合を除く）

- （1）令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者になった者
- （2）令和3年9月30日時点において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点において高校生等を養育している者

2 対象児童

- （1）支給対象者に支給される令和4年3月分の児童手当に係る児童
- （2）令和4年2月28日時点において支給対象者に養育される高校生等

3 支給額

対象児童1人当たり10万円

※ただし、一括給付の受給者から当該給付に相当する額の金銭等を受け取っていた場合及び対象児童のために当該受給者が当該給付に相当する額の金銭等を費消していた場合は、その額を控除した額

4 支給方法

支給対象者からの申請により支払う

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年2月25日	区ホームページにより周知（申請方法）、申請受付開始
3月1日	広報すぎなみにより周知
3月中旬以降	審査完了後、順次支給
4月30日	申請受付終了